

仙北市新角館庁舎整備事業計画概要書

第1 総則

本資料は、仙北市が実施する仙北市新角館庁舎建設基本設計業務の設計者を選定するため、参加者が業務の実施方針及び技術提案書類の作成において条件とする内容について示すものである。

なお、本設計者選定の選定過程における質問回答書において本資料と相違する点が生じた場合には、質問回答書の内容を優先するものとする。

第2 庁舎整備の基本方針

新角館庁舎整備における基本方針は、仙北市で平成27年6月に作成した「仙北市庁舎整備基本構想」6頁の「第3章庁舎のあるべき姿」で示した庁舎の役割、機能を基に下記のとおりとする。

なお、平成27年6月作成の基本構想は統合庁舎建設を想定したものであるが、新角館庁舎建設における庁舎の役割、機能についても基本的な考え方は変わらない。

(1) 市民が利用しやすい庁舎

市庁舎の利用では、車いす、ベビーカー、子どもを連れての方、高齢者、障がい者、外国人など、多様な方々の利用が想定されます。これらの方々が不便なく利用できるようなユニバーサルデザインに対応した、市民が使いやすい、利便性の高い庁舎とします。

(2) 市民が集い、親しみやすい庁舎

子どもからお年寄り、様々な職業、団体等、多くの市民が日常的に集い、様々な情報の受発信を行うことで市民交流が図られるような庁舎とします。また、自然に行政と関わりを持つような環境を構築することで、ともに行政を進められるような親しまれる庁舎とします。

(3) 防災拠点としての庁舎

地震、洪水、火山噴火などの様々な災害発生時において、市民の避難、救助活動、災害復旧支援など、市の危機発生時に防災拠点として機能を発揮できる庁舎とします。

(4) 行政需要の変化に対応できる庁舎

多様化する市民ニーズや、今後の社会情勢による行政需要の変化、市行政組織の再編、職員の減少等に、柔軟に対応でき、かつ、スペースを効率よく使用できる庁舎とします。

(5) 環境や景観に配慮した庁舎

太陽光・地熱・風力などの再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機能を検討し、緊急時の非常用電源としての利用やランニングコストの抑制を図り、環境にやさしい庁舎とします。また、建物のデザインや緑地帯等は、まちなみとの調和を保ちながら、周辺環境に配慮した庁舎とします。

(6) 徒歩による来庁者に配慮した庁舎

庁舎建設予定地は比較的高台に位置するため、徒歩や自転車での来庁は困難が予想されます。そのため、庁舎敷地内に公共交通用のバスロータリー等の設置により、徒歩による来庁者に配慮した庁舎とします。

第3 建築物等の諸条件

1. 計画地

- (1) 敷地地番：①庁舎及び来客者駐車場敷地
仙北市角館町中菅沢 78-9 他
②職員駐車場敷地
仙北市角館町中菅沢 82-9 他
- (2) 敷地面積：①庁舎敷地(来客者駐車場含む。) 約6,400㎡
②職員駐車場敷地 約6,300㎡

2. 建物用途

市役所庁舎

3. 地域地区 第1種住居地域(建坪率60 容積率200)

(ただし、建築基準法第48条5項ただし書きに基づく許可申請予定。)

防火地域指定なし、建築基準法第22条区域

4. 接道状況 庁舎敷地より西側：市道田町山公園線 幅員16.0m(車道8.0m)

5. 建設概要

(1) 新庁舎建設

(ア) 構造

鉄筋コンクリート造を基本とする。なお、耐震等、災害時の防災拠点機能を確保するための構造計画を提案するものとする。

(イ) 面積

概ね3,660㎡とする。

(ウ) 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成19年12月18日付け国営計発第76号、国営製第123号、国営設第101号)による耐震安全性の分類は以下を目標とする。

(i) 構造体類・・・・・・・・・・ I類

(ii) 建築非構造部材類・・・・ A類

(iii) 建築設備類・・・・・・・・ 甲類

(エ) 建築環境総合性能

建築環境総合性能評価システム(CASBEE)におけるAランク以上を目標とする。

(2) 仙北市健康管理センター改修

仙北市健康管理センター(以下「健康管理センター」という。)は平成6年に建築されたものである。館内には事務所スペースのほか、和室、調理室、研修室があり、現在、事務所ス

ペースでは保健課が配置され、その他の諸室では、定期的に児童の健診や料理教室等の活動が行われている。新角館庁舎完成後は保健課を新庁舎へ移転する予定であるが、本事業では健康管理センターをそのまま活用し、当センター以外の敷地に新庁舎を配置することとする。

しかしながら、当該敷地は比較的高台に位置するため、徒歩での来庁者に配慮し、公共交通用のロータリー若しくは市道田町山公園線の一部拡幅によるバス停留所の設置について検討し、それに伴う健康管理センターの玄関の付け替え等の一部改修が必要であれば提案されたい。また、外観的に新庁舎と一体性をもたせるため、当センター外壁の改修も検討されたいが、前述の一部改修及び外壁改修の際は、当センターでの業務や活動を停滞させない計画を提案されたい。

6. 付帯事項等

(1) 連絡通路等

新庁舎の配置計画等を検討するにあたっては、市民の利便性や事務効率等に配慮して、健康管理センターとの接続を考えること。なお、接続にあたっては建築基準法その他関係する法令に適合する計画とすること。

また、仙北市角館交流センターの活用を見越した動線計画とすること。

(2) 主要進入路

主要となる進入路は、原則として、市道田町山公園線とする。

(3) 新庁舎建設位置

当該庁舎建設予定地南東に買収不可能な民有地があるため、その民有地を孤立させるような建物の配置計画は不可とする。

(4) 来客者駐車場等

来客者駐車場を概ね 80 台程度確保すること。

(5) 職員駐車場

職員駐車場は、角館保育園横敷地に概ね 134 台程度確保すること。

また、当該敷地は角館保育園への進入路と隣接していることから、職員駐車場への出入口及び駐車場内通路は園に出入りする車両の安全に十分配慮した形で検討すること。

(6) 自転車駐車場

10 台分程度の自転車駐車場を確保すること。

(7) 公用車車庫

公用車 30 台分の車庫を確保し、車庫には事務所スペースを設けること。なお、公用車車庫は職員駐車場敷地（角館保育園横）に、新庁舎と別棟で想定しているが、全部又はその一部を新庁舎と一体として計画しても差し支えない。

(8) その他

本事業は都市計画法上の開発行為に該当することから、整備にあたっては関係法令に適合した計画とすること。

